

医療法関連手続き記載要領

平成 27 年 3 月 3 日改正

【病院・診療所・助産所開設届出事項等変更届（様式）】

- (1) 「開設者」欄
 - ・「氏名」は、開設者医師個人の氏名を記載する。
 - ・「住所」は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。
 - ・「印」は、認印でも可。
- (2) 名称
 - ・名称変更による届出の場合には、変更前の名称を記載する。
- (3) 所在地
 - ・ビル内での開設の場合は、ビルの名称及び階数まで記載する
(例) ～〇〇ビル〇階
- (4) 変更事項
 - ・医療法施行令第4条第3項に規定する事項のうち、該当する事項を記載する。
- (5) 変更年月日
 - ・変更した日を記載する。

【添付書類及び留意点】

- (1) 開設者の住所及び氏名
 - ・開設者が変更になる場合（例：個人⇒法人等）、廃止及び新規開設の手続きが必要となるため、事前に保健所へ相談すること。
- (2) 施設名称
 - ・診療所・歯科診療所の名称は、広告の一環としてその使用が制限されているため、医療広告ガイドラインを参照し、医療法に違反のない名称とすること。
 - ・診療所・歯科診療所の名称については、病院と区別するため、「診療所」「クリニック」「医院」等を名称につけることが望ましい。
- (3) 開設の場所
 - ・移転、承継等による住所の変更については、廃止及び新規開設の手続きが必要となるため、事前に保健所へ調整すること。
- (4) 診療科目
 - ・医療法第6条の6、施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。
(参考)「広告可能な診療科名の改正について」
(H20.3.31 医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知)
- (5) 開設者が他に開設、管理又は勤務する病院、診療所
 - ・当該病院等以外に、他に病院、診療所を開設している場合、その病院又は診療所の開設場所、名称を記載する。（別途許可が必要となるため、保健所と事前協議が必要です）
 - ・当該病院等以外に、他に病院、診療所を管理している場合、その病院又は診療所の開設場所、名称を記載する。（別途許可が必要となるため、保健所と事前協議が必要です。）
 - ・当該病院等以外に、他に病院、診療所に勤務している場合、その病院又は診療所の開設場所、名称を記載する。※勤務先管理者（院長）の同意書を添付すること。
- (6) 同時に2以上の病院又は診療所を開設する場合
 - ・当該届出と同時に他に病院、診療所を開設する場合、その医療機関の開設場所及び名称を記載する。（別途許可が必要となるため、保健所と事前協議が必要です。）

【那覇市保健所用】【個人医師（歯科医師）】

(7) 医療従事者の定員

- ・定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業者数）のことである
- ・診療所においては、従業者数の法定基準はないが、医療を提供するに必要な適切な人員を確保すること（療養病床にかかるものを除く）

(8) 敷地面積及び平面図

- ・診療所にかかる敷地面積を記載する。また、敷地部分が明確にわかるよう、赤線等で囲むこと。
- ・敷地とは、一つの建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である

(9) 建物の構造概要及び平面図

（新・増築及び建物の除却）

- ・建物延床面積について、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する（ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する）
- ・診療所面積について、新旧それぞれ当該建物の診療所部分の面積を記載する
- ・構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する
- ・平面図に各室の室名（用途）及び床面積を記載する。

（各室の用途変更及び改造）

- ・新旧平面図に各室の室名（用途）を記載する
- ・改造により施設の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積を記載する

(10) 病床数

- ・用途変更により病室から他施設へ変更した場合についても、その病床数増減を記載する。
- ・新旧平面図に各室の病室名、床面積及び病床数を記載する。
- ・変更した病室に係る変更後の各病室の概要については、病室ごとに定員、内法面積、患者一人当たりの床面積等を記載すること。
- ・療養病床は、1室あたり4床以下とすること。
※附則第4条に経過措置あり。（平成13年1月31日厚労省令第8号）
- ・床面積については、内法による測定とし、医療法に定める基準に適合していること。
- ・有効内法床面積の算定にあたっては、備付けのタンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外すること。
- ・採光面積については、建築基準法により病室の床面積の7分の1以上が必要となる。
- ・開放面積については、建築基準法により病室の床面積の20分の1以上が必要となる。ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。

(11) 管理者の医師免許証及び臨床研修終了登録証の写し

診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師の免許証の写し

- ・窓口にて原本照合を行うため、申請時には原本もあわせて持参する
- ・氏名又は本籍地が変更し、免許証の書換えがなされている場合、裏面にも記載がある場合があるので、その際は両面写しが必要となる

(12) 医師等資格者の履歴書

- ・氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴を記載の上、押印する

(13) 薬剤師

- ・医師が常時3名以上勤務する場合、専属薬剤師の設置が必要となる